

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課、社会・援護局福祉基盤課、
健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名		東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長	
税 目		印紙税	
要 望 の 内 容	株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構並びに独立行政法人勤労者退職金共済機構から金銭の貸付けを受けた者が、東日本大震災により被害を受けた者を対象に特別貸付けを行う場合の印紙税について、令和8年3月31日まで非課税とされている。 引き続き被災地域の復興の十分な後押しを図るため、当該印紙税の非課税措置を5年間延長する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 東日本大震災により被害を受けた者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること。		
	(2) 施策の必要性 引き続き新規の特別貸付けが行われていること、また、現時点において非課税対象となっている特別貸付けに係る条件変更（契約更改）が行われることも想定されることから、非課税措置を延長することが必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4－1 生活衛生関係営業の振興を通じて、公衆衛生の向上・推進及び国民生活の安定に寄与すること 基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること 施策目標3－2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること 施策目標2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
		政策の達成目標	東日本大震災により被害を受けた者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5年間（令和13年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	東日本大震災により被害を受けた者に対する特別貸付けに係る印紙税を非課税とすることにより、生活や事業の再建の支援等に寄与している。

	有効性	要望の措置の適用見込み	東日本大震災により被害を受けた者が本措置の適用対象者となる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	東日本大震災により被害を受けた者に対する特別貸付けに係る印紙税を非課税とすることにより、復興支援の更なる後押しが期待される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○株式会社日本政策金融公庫 株式会社日本政策金融公庫出資金（東日本大震災復興特別会計）9百万円（令和7年度予算） ○独立行政法人福祉医療機構 財政融資資金 19.3 億円（令和7年度予算）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	印紙税の非課税措置は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）の制定時から株式会社日本政策金融公庫等を含む各公的貸付機関において適用されているところである。当該措置が適用される特別貸付けの対象者は現に存在し、今後、新規貸付けが発生する可能性や、非課税措置の残債の条件変更（契約更改）の可能性もある。 したがって、課税の公平性の観点から、引き続き、他の公的貸付機関と同様に措置すべきものであり、また、当該非課税対象は東日本大震災に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
適用実績と効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	制度創設以降、印紙税の非課税措置が適用された件数は以下のとおり。 ・株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付関係）3,222 件 ・独立行政法人福祉医療機構 1,111 件 ・独立行政法人勤労者退職金共済機構（転貸融資） 135 件
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた者の租税負担の軽減に寄与し、被災者の復興支援を後押しした。
	前回要望時の達成目標	東日本大震災により被害を受けた者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた者の生活や事業の再建の支援等に寄与し、被災地の復旧・復興に資するという目標は達成している。
これまでの要望経緯		平成 24 年度要望：本特例措置を新設。 令和 3 年度要望：本特例措置を 5 年間延長。